

教育委員会定例会会議録

1 日 時

令和元年9月5日(木)

開会 13時30分

閉会 14時41分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、黒田美和委員、原田佳子委員

欠席委員 大森達也委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)

副教育長 宮路正弘、次長(教職員担当)梅村和弘

次長(学校教育担当)長谷川敦子、次長(育成支援・社会教育担当)森下宏也

教育総務課 課長 榎屋眞

高校教育課 課長 諸岡伸、課長補佐兼班長 西川俊朗、班長 萬井洋

指導主事 西大希、指導主事 岩崎新一郎、指導主事 山本エリ

特別支援教育課 課長 赤尾時寛、課長補佐兼班長 谷口峻隆

指導主事 石川真史

小中学校教育課 課長 大塚千尋、指導主事 谷本博史

生徒指導課 課長 梅原浩一、班長 金児正嗣

子ども安全対策監 小林宏行

保健体育課 課長 嶋田和彦、指導主事 與谷慎穂、指導主事 後藤大介

教職員課 課長 早川巖、課長補佐兼班長 福井崇司、班長 大屋慎一

主任 佐野真也

教育財務課 課長 奥田文彦

福利・給与課 課長 中村正之、課長補佐兼班長 青木茂昭、班長 玉田朋紀

5 議案件名及び採択の結果

	審議結果
議案第31号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第32号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決

議案第 33 号	訴えの提起（和解を含む。）について	原案可決
議案第 34 号	三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案（職員等の旅費に関する条例関係、公立学校職員の給与に関する条例関係、公立学校職員の退職手当に関する条例関係、公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例関係）	原案可決
議案第 35 号	語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例案	原案可決

6 報告題件名

- 報告 1 令和 2 年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について
- 報告 2 令和 2 年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について
- 報告 3 令和 2 年度使用小学校用教科用図書及び令和 2 年度使用中学校用教科用図書（「特別の教科道徳」を除く）の各採択地区における採択について
- 報告 4 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について
- 報告 5 令和元年度全国高等学校総合体育大会の開催結果について
- 報告 6 令和元年度三重県中学校総合体育大会の結果について
- 報告 7 第 41 回東海中学校総合体育大会三重大会の結果について
- 報告 8 令和元年度全国中学校体育大会の結果について
- 報告 9 令和 2 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の実施状況について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 4 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（8 月 22 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第31号から35号は、県議会提出前のため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の報告1から9の報告を受けた後、非公開の議案第31号から35号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

報告1 令和2年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について（公開）

（諸岡高校教育課長・赤尾特別支援教育課長説明）

報告1 令和2年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について

令和2年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について、別紙のとおり報告する。令和元年9月5日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長 特別支援教育課長。

今回、報告いたします実施要項は、高等学校入学者選抜及び特別支援学校入学者選考に係る事務手続き等について規定したものであり、各県立学校及び中学校は、この実施要項にのっとり選抜及び選考の事務を行います。本実施要項は、10月中旬に冊子にして、各県立学校及び中学校に配付した後、事務説明会を開催して説明を行うとともに、ウェブページにて一般公開する予定でございます。

それでは、お手元の報告1と別冊資料を合わせてご覧ください。報告1の1ページは、前年度からの主な変更点の概要について、2ページ及び3ページは、新旧対照表となっております。別冊資料には日付等以外の主な変更点に、実線を施しています。なお、別冊資料の表紙の裏面にあります実施日程と、50ページから151ページまでの各高等学校別実施要項につきましては、既に7月の教育委員会臨時会において報告をさせていただいておりますので、本日は、それらを除いた部分について説明させていただきます。

三重県立高等学校入学者選抜実施要項における本年度の主な変更点は2点です。報告1の1ページをご覧ください。1点目は、南伊勢高等学校の募集方法変更に伴う変更についてです。これまで南伊勢高等学校の後期選抜を志願する場合は、度会校舎及び南勢校舎のいずれかを第一志望とし、他校舎を第二志望とすることができました。令和2年度選抜から、南伊勢高等学校全体で一括募集を実施し、志願者は、入学後、志望する校舎で学習することとなることから、報告1の2ページ、新旧対照表の1の上段のとおり、別冊資料8ページと12ページの検査会場の表記を、これまでの第一志望の校舎から、志望する校舎に変更するものです。

また、応募手続きについても、報告1の2ページ、新旧対照表の1の下段のとおり、別冊資料10ページの応募手続きの項目にあった南伊勢高等学校に関する記述を削除するものです。

2点目は、入学願書及び調査書についてです。別冊資料の151ページの更にその2枚後ろの各様式のうちの「様式1」をご覧ください。多様な性のあり方への対応や、性的マイノリティーの人々への配慮として、志願者自身が記入する入学願書の性別欄

を削除いたします。

さらに、その2枚後ろの「様式4」をご覧ください。中学校が作成する調査書の性別欄については、多様な性のあり方に対応できるように、これまでの男女選択式から、記述式に変更いたします。高等学校の入学選抜については、以上です。

(赤尾特別支援教育課長)

続きまして、令和2年度三重県立特別支援学校入学募集要項について説明をさせていただきます。三重県立特別支援学校入学選考につきましても、高等学校入学選抜実施要項と同様に、今年度の主な変更箇所を実線を施しております。

今年度の募集要項の主な変更点は3点です。報告1の1ページをご覧ください。合わせて別冊資料「募集要項」の153ページをお開きください。まず、1点目、応募資格のある者「表1」についてです。別冊資料で153ページの「表1」のように、各特別支援学校では、障がい種別に応じた設置教育部門及び志願できる区域を定めております。今回、この表の欄外に「障害児入所施設等に入所している者が志願する場合は、施設の住所を保護者の住所と見なすこと」を追記いたしました。特別支援学校には、家庭の事情等により、障害児入所施設等に入所している児童生徒が在籍しております。施設長が保護者となる場合や、志願できる区域に保護者の住所がない場合もあることから、施設の住所を保護者の住所と見なすことを明示いたしました。この取扱いは、今まで実施はしてはしておりましたが、要項に特に明示していなかったことから、学校からの要望もあり、今回、明示することとしたものです。

2点目、出願書類の提出や結果通知書の受領の際の証明書についてです。出身学校長が出願書類を提出したり、結果通知書を受領したりする際には、これまで校長の委任状、又は入学選抜、又は入学選考事務に関する証明書「様式25」の提示を必要としておりましたが、県立高等学校入学選抜と共通の様式であります入学選抜又は入学選考事務に関する証明書「様式25」を用いることに統一いたします。

「様式25」ですが、別冊資料の今、135ページをお開きいただいているかと思いますが、前のほうへ4枚ほど戻っていただきますと、「様式25」というのがございますので、そちらが事務証明書でございます。

3点目、再募集についてですが、別冊資料156ページの四角囲み「4 再募集」の(3)出願書類及び提出先をご覧ください。特別支援学校の再募集に応募するケースといたしましては、2月に実施する入学選考に応募していたものの、インフルエンザ等のやむを得ない事情により、当日の選考を欠席した場合と、高等学校の前期選抜等を受検したものの、不合格となり、進路を変更して特別支援学校を受検することとした場合がございます。前者の場合は、既に願書が志願先の特別支援学校に提出されていますので、新たに願書を作成し、再度、提出する必要がない旨を示したものです。これまで要項にその旨の記述がございましたので、今回、明示するものです。

以上で、令和2年度三重県立高等学校入学選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学募集要項についての報告を終わります。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

原田委員

先ほどいただいた資料の2ページの入学願書調査書が付いているところで、入学願書のほうは、新しく性別を削除しました。調査書のほうは、逆に男女選択式を書くようにしましたと、あえて残している理由は、削除してしまうことはできなかったんですか。

高校教育課長

高等学校といたしましても、検査の準備等にある程度の男女の比率が、必要になることから、中学校側に書いていただく調査書について、性別の欄を残すこととしました。ただし、男女選択式ではなく、多様な性のあり方について対応できるように記述式とさせていただきます。

原田委員

中学校の先生がそういう性的なところで不安を感じている生徒さんだと把握している場合は、その旨を記入していくんですか。

高校教育課長

記入する時点で先生が把握されることもあるかと思いますが、その時点では、戸籍上の性を書いてくる場合もあるかと思いますが。

原田委員

そのあたりも、せつかく、こういう時代に合わせていくのであれば、別なところでそういうことを書けるようにするとか、更に発展してそういう考え方も持つべきではないかと思います。

教育長

ほかはいかがでしょう。

森脇委員

今のことにかかわって、欄が小さいので、「男」と「女」しか書けないんじゃないかと思ったのですが、何かほかに記述の仕方の例などは示さなくていいんでしょうか。

高校教育課長

現在のところ、そこまでは考えてないのですが、今後、いろんな事例等も諮りながら、検討してまいりたいと思います。

多くの場合には、これでいったんいただきまして、入学が決定した後に、中学校とのやり取りがありますので、その時点で知らせていただくというパターンが一番多いのが現実です。全くこれだけをもって高校側が情報を得なければならないということではありません。

黒田委員

確かに今のこの書き方ですと、単純な記入漏れなのかどうか分からない気がするんですね。例えば、「男」「女」「その他」か、ではだめだから。そういった、何か記入漏れかどうか分からないのが、かえって仕事が増えるのかなという気がします。

教育長

選択ではなくて、白紙にしたという意図もあるので、それをきちっと説明してください。

高校教育課長

いずれかを選ばせるということ自体が、そういった方々や周りの方々に選択させることとなりますので、自由記述にするという方向は、今、全体的な流れとして多くなっております。

黒田委員

新しいことを始めるのは、やりながらでしょうね。

教育長

よろしいですか。では、この形でということになります。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告 2 令和 2 年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について (公開)

(諸岡高校教育課長・赤尾特別支援教育課長説明)

報告 2 令和 2 年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について

令和 2 年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について、別紙のとおり報告する。令和元年 9 月 5 日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長、特別支援教育課長。

1 ページをご覧ください。県立学校の教科書採択の流れについてご説明申し上げます。県立学校の教科書については、毎年、改めて採択を行うこととなっています。

ただし、特別支援学校小学部、中学部の検定本については、小学校、中学校と同様に 4 年に一度、採択することとなっています。各学校が、児童生徒の特性等に最も適した教科書を選定するとともに、一層の公正確保を期するために、PTA、外部の方も含めた校内選定委員会を設置し、協議の上、校長が教育委員会に内申をいたします。この内申を受けて、県教育委員会は教科書の採択を行います。

次に、採択の概要についてご説明申し上げます。高等学校で使用する教科書は、高等学校用教科書目録に記載されている教科書の内から選定いたします。

令和 2 年度用教科書の採択は、総数 2,944 点となっております。昨年度からは 23 点減少しておりますが、教育課程の変更等が主な要因です。

各学校別の内訳は、3 ページをご覧ください。また、各学校別の採択表は、5 ページ以降をご覧ください。

今後、各学校の教育課程の変更等に伴い、教科書採択についても、変更の可能性があることをご了解いただきたいと思います。

(赤尾特別支援教育課長説明)

続きまして、特別支援学校の教科書の採択の概要についてご説明いたします。資料の1ページ3(1)にありますように、特別支援学校では、児童生徒の障がいの種類や状態に応じて、検定本、著作本、一般図書の3つを採択しております。検定本は、文部科学大臣の検定を経た教科書です。著作本は、文部科学省が著作の名義を有する知的障がいのある児童生徒を対象とした教科書で、「星本」と呼ばれるものであったり、視覚障がいのある児童生徒が使用する点字本などが含まれます。一般図書は、児童生徒の実態に応じた絵本や、卒業後の社会生活を見据えた内容の図書となっております。

(2)採択の状況です。特別支援学校の総数で3,512点となりました。内訳については、検定本が1,775点、著作本が299点、一般図書が1,438点となっております。検定本については、今年度は小学部、中学部の教科書の採択の年であることから、昨年度と比べると、採択数は全体で279点の増加となっております。

令和2年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 令和2年度使用小学校用教科用図書及び令和2年度使用中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の各採択地区における採択について（公開）

（大塚小中学校教育課長説明）

報告3 令和2年度使用小学校用教科用図書及び令和2年度使用中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の各採択地区における採択について

令和2年度使用小学校用教科用図書及び令和2年度使用中学校用図書（「特別の教科 道徳」）の採択状況について、別紙のとおり報告する。令和元年9月5日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長。

令和2年度使用小学校用教科用図書及び令和2年度使用中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の各採択地区における採択についてご報告をいたします。本年度は、令和2年度から令和5年度まで、小学校において使用する教科用図書と令和2年度に中学校において使用する（「特別の教科 道徳」を除く）中学校用の教科用図書の採択の年に当たっております。

各市町教育委員会におきましては、法令の定めるところにより、それぞれの責任と権限において、この8月31日までに採択が行われております。

1ページの別紙をご覧ください。県内には10カ所の採択地区がございますが、その採択地区ごとに採択された教科書の発行者名を略称で示したものが、この一覧表です。

小中学校の教科用図書は、原則として4年ごとに検定・採択されることとなっております。小学校用の教科用図書では、今年度において、新しく教科化された英語を含む13種目についての採択が行われました。

また、「特別の教科 道徳」を除く、中学校用教科用図書については、平成30年度の検定において、新たに合格した図書の申請がなかったため、平成26年度の検定合格図書の中から採択が行われております。

各採択地区で採択されました中学校用の教科用図書については、道徳を除く全ての種目で、前回4年前と同じ発行者の教科用図書が採択されております。

この表の見方ですが、表中の網掛けをご覧ください。例えば、北勢第2採択地区の国語の欄ですが、上段に東書、下段に光村と記載しております。これは、今回の採択におきまして、これまで使用してきた教科用図書とは異なる発行者に採択替えを行ったところで、上段が新採択、下段が旧採択となっております。

3ページの「参考資料1」をお開きください。こちらは、今回の採択状況をまとめたものです。まず、英語が教科化されまして、本年度から新たに採択が始まっております。そして、「1 教科種目別の採択状況」につきましては、今回の採択では、社会の地図と算数は、全ての採択地区で同一の教科書が採択されております。また、社会、音楽、図画工作では、結果として10採択地区中、9つの採択地区が同一の教科書を採択しております。

次に、「2 採択変更のあった採択地区、教科（種目）」についてですが、10カ所の採択地区のうち、8地区で採択替えがございました。北勢第3、尾鷲の採択地区では採択替えがありませんでした。そして、種目で言いますと、9種目で採択替えがございました。社会と算数と理科については、採択替えがありませんでした。結果として、本年度から採択が始まった英語を除き、12種目10採択地区の延べ120種目中、19種目で採択替えとなっております。

なお、1ページ目、2ページ目の一覧表については、ホームページに掲載をし、広く県民の皆様へ情報提供をする予定としております。

以上、各採択地区における令和2年度使用小学校用教科用図書及び令和2年度使用中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の各採択地区における採択について、ご報告をいたします。

【質疑】

教育長

報告3については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告4 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について （公開）

（梅原生徒指導説明）

報告4 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について、別紙のとおり報告する。令和元年9月5日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

説明は、小林子ども安全対策監から行います。

(小林子ども安全対策監説明)

1ページをご覧ください。三重県いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることを目的として、条例により設置しているものです。

6月の定例会で7月1日からの委員の報告をさせていただきましたが、三重県市町教育長会の伊賀市の笹原教育長が、6月30日付で辞職をされまして、そのことを受けて、市町教育長会から、このたび、後任の委員として、同伊賀市の谷口教育長をご推薦いただきましたので、任命を行うということでご報告をさせていただきます。

次の2ページが、委員の一覧です。3ページが、三重県いじめ問題対策連絡協議会条例の第4条第2項では、委員の任期は1年、補欠委員の任期は前任者の残任期間となっております。笹原委員の任期は、本年7月1日から令和2年6月30日までとなっておりますので、今回、新たに谷口委員の任期は、令和2年6月30日までとなります。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

報告4については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告5 令和元年度全国高等学校総合体育大会の開催結果について (公開)

(嶋田保健体育課長説明)

報告5 令和元年度全国高等学校総合体育大会の開催結果について

令和元年度全国高等学校総合体育大会の開催結果について、別紙のとおり報告する。令和元年9月5日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1ページをご覧ください。全国高等学校総合体育大会は、令和元年7月24日から8月20日まで、鹿児島県、熊本県、宮崎県、沖縄県、及びヨット競技を和歌山県で開催しました。7月27日、総合開会式が鹿児島県鹿児島アリーナにおいて、男子バスケットボールに出場する選手及び役員が参加し、盛大に開催されました。本年度は、宮路副教育長にも参加していただき、開会式後は選手を激励していただきました。

主な競技結果について報告をさせていただきます。団体種目では、本年度、残念ながら優勝はありませんでしたが、ソフトテニス女子において、三重高校が2位、テニス男子の県立四日市工業高等学校と登山男子の県立神戸高等学校が3位となり、団体の入賞数は11種目でした。

2ページをご覧ください。個人種目の結果を掲載しております。個人種目では県勢は3種目の優勝がありまして、レスリング競技において、いなべ総合学園高等学校の藤波朱里さんが女子53キログラム級で、古瀬稜さんが男子51キログラム級で優勝しました。さらに、陸上競技では、稲生高等学校の三井康平さんが男子円盤投げで優勝をしております。

個人種目のベスト8以上の入賞者数は、延べ31名でした。なお、前回、ご質問をいただきました今年度の高等学校の強化指定運動部の学校について、網掛けをしてお示しをしております。かなり多くの割合で入ってきているかと思えます。

続きまして、3ページをご覧ください。全国高等学校定時制通信制体育大会の結果です。主な成績といたしまして、バスケットボール大会におきまして、県立北星高等学校が2位となったのをはじめ、3競技に入賞がありました。

個人種目では、第54回全国高等学校定時制通信制陸上競技大会におきまして、男子三段跳びで大橋学園高等学校の岡拓矢さんが優勝したのをはじめ、お示ししております2名が入賞をいたしました。

全国高等学校総合体育大会、全国高等学校定時制通信制大会におきまして、三重県選手団の大きなけが、あるいは熱中症はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

【質疑】

教育長

報告5については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告6 令和元年度三重県中学校総合体育大会の結果について（公開）

（嶋田保健体育課長説明）

報告6 令和元年度三重県中学校総合体育大会の結果について

令和元年度三重県中学校総合体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。令和元年9月5日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

お手元の資料の1ページをご覧ください。令和元年度三重県中学校総合体育大会は、一部の種目を除き、7月25日（木）から8月3日（土）にかけて、県内各地において開催されました。

2ページをご覧ください。団体競技の上位入賞校を掲載しております。

次に、3ページから4ページにかけては、個人種目の上位入賞者一覧を掲載しています。この大会結果等により、上位入賞の団体・個人が、この後、報告いたします東海大会に出場したということです。

この件については、以上でございます。

【質疑】

教育長

報告6については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告7 第41回東海中学校総合体育大会三重大会の結果について (公開)

(嶋田保健体育課長説明)

報告7 第41回東海中学校総合体育大会三重大会の結果について

第41回東海中学校総合体育大会三重大会の結果について、別紙のとおり報告する。
令和元年9月5日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

お手元の資料の1ページをご覧ください。第41回東海中学校総合体育大会は、8月6日(火)から8月10日(土)にかけて、水泳競技を除き、県内各地において開催されました。本県からは、16競技(水泳を含む)約1,200人の選手が大会に参加をしました。結果につきましては、団体の部をご覧の1ページにお示しし、個人の部上位入賞一覧を2ページから3ページにお示ししています。団体の部、1ページ、5競技で6校の優勝がございました。3位以内の入賞校は、11競技で19校という成績でした。

2ページ、3ページは、個人の部です。柔道を始め5競技の15種別で優勝するなど、延べ56名が3位以内の入賞を果たしています。本年度の個人の特徴としては、陸上競技を頑張っていたいただき、入賞者数が多かったという東海大会の結果でした。

【質疑】

教育長

報告7は、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告8 令和元年度全国中学校体育大会の結果について (公開)

(嶋田保健体育課長説明)

報告8 令和元年度全国中学校体育大会の結果について

令和元年度全国中学校体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。令和元年9月5日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

資料1ページをご覧ください。令和元年度の全国中学校体育大会は、8月17日(土)から8月25日(日)にかけて、近畿ブロックの各府県において開催され、三重県から約260名の選手が大会に参加しました。

結果につきましては、三重県勢は団体の部で鈴鹿市立神戸中学校の剣道部男子が5位という結果でした。個人の部におきましては、陸上競技において、亀山市立中部中学校の中山智貴さんが200メートルで見事、優勝したのを始め、3競技で延べ18名

の選手が8位以内の入賞を果たしております。各競技におきまして、全国大会という大きな舞台で、それぞれの持てる力を十分に発揮し、すばらしい成績を収めていただきました。

以上で、中学校にかかわる全国大会の報告は終わります。

【質疑】

教育長

報告8については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告9 令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について（公開）

（早川教職員課長説明）

報告9 令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について

令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について、別紙のとおり報告する。令和元年9月5日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1枚おめくりください。表にありますように、2次試験の受験者数を各校種・教科ごとに出させていただきました。2次試験は17日に論述、20日に技能・実技の後、先月30日までに面接試験を予定通り実施したところです。

なお、試験の最終合格発表は9月25日（水）9時、県庁掲示板及びウェブサイトにて合格者を発表する予定です。

【質疑】

教育長

報告9については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第31号 地方教育行政の組織及運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 3 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案 (非公開)

奥田教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 3 3 号 訴えの提起(和解を含む。)について (非公開)

中村福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 3 4 号 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案(職員等の旅費に関する条例関係、公立学校職員の給与に関する条例関係、公立学校職員の退職手当に関する条例関係、公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例関係) (非公開)

中村福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 3 5 号 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例案 (非公開)

諸岡高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。